

◎議長（菅野修一議員）

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第20号によって進めます。

日程第1、議第7号「令和7年度尾花沢市一般会計予算」から、日程第6、議第12号「令和7年度尾花沢市農業集落排水事業会計予算」までの6案件を一括議題といたします。

この際、予算特別委員長の報告を求めます。土屋予算特別委員長。

〔予算特別委員長 土屋範晃 議員 登壇〕

◎予算特別委員長（土屋範晃議員）

皆様、おはようございます。今定例会において、当予算特別委員会に付託されました令和7年度一般会計予算をはじめとする予算議案6案件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当予算特別委員会は、去る3月10日、11日の2日間にわたり議場において、委員全員による予算特別委員会を開催し、当局から市長、副市長、各行政委員会の長、並びに各課長等の出席を求め、総括質疑を行いました。付託されました6案件の予算案について、慎重に審査し終始活発な質疑応答がなされました。

さらに、審査の慎重を期するため、各常任委員会を母体とする2つの分科会を設置し、これに付託の上、去る11日から、それぞれの分科会において、詳細に審査を行ったところであります。分科会における審査の結果につきましては、昨日の特別委員会において、各分科会委員長から、それぞれ詳細に報告がなされたところであります。

令和7年度は、第7次尾花沢市総合振興計画における前期基本計画期間の最終年度となります。「このまちでともに生きる しあわせな 時を刻むまち 尾花沢」の実現に向けて、総合振興計画における5つの基本目標を中心としながら、市長の掲げる、「みんなが安心して楽しく暮らせるまち」、「若者が住み続けられる未来に向けてのまち」、「誰もが魅力を感じるまち」の3つのまちづくりのテーマに沿って、しっかりと対応していくことを強く望むものであります。

それでは、示されました新年度予算案に対する総括質疑の概要について、その特筆すべきものについて申し上げますが、当予算特別委員会は、全議員で構成しておりますので、詳細については割愛をさせていただきます。

まず、一般会計歳入について申し上げます。

本市の基幹財源となる11款地方交付税については前年度対比で4.7%の増、18款寄附金については15.6%の増を見込んでおり、そのほか過疎対策事業債など、交付税措置のある有利な地方債の活用、ふるさと尾花沢応援基金からの繰入金などにより、財源を確保したとのことでありますが、本市歳入の多くが依存財源となっていることから、ふるさと尾花沢応援寄附金なども含めた自主財源の確保に期待するものであります。

個人市民税については、定額減税の影響がなくなることや、農業等における個人の所得が増加することを見込み、前年度との比較では、大幅な増額を見込まれております。

軽自動車税についても、環境性能割では新車、中古車ともに販売台数の微増が見込まれること、種別割では、新税率登録車の割合が増加傾向にあることから、前年度より増額を見込み、市税全体では前年度比5.5%の増が見込まれているところであります。

自主財源の根幹となる市税の確保に向けて、コンビニ収納やキャッシュレス決済の実施、夜間納税相談など市民に寄り添った納税環境の整備により、さらなる収納率の向上が図られることを期待するものであります。

市債については、いずれ返済しなければならない債務であり、今後迎える超高齢化社会による支える側の人口が減り、支えられる側の人口が増加することから、若者に重い負担を先送りすることのないよう、健全な財政運営に努められることを要望するものであります。

ふるさと尾花沢応援寄附金について、本市の寄附額は年々増加しており、令和7年度は15億5,000万円を見込んでいるところでありますが、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用し、寄附拡大に取り組む自治体もあることから、メリットやデメリットを調査研究した上で、これまでの取り組みと合わせ、寄附拡大に向け効果的な取り組みについて検討されるよう要望したところであります。

次に、歳出について申し上げます。

本市の財政状況については、市税全体で5.5%の増が見込まれるものの、高止まりしている原油価格や物価高騰による歳出の増加が見込まれております。また、統合小学校建設事業をはじめ、後年度にも大規模事業が控えており、厳しい財政事情が続くものと思われることから、これまでの事業における効果、検証をしっかりと行いながら、重点事業に取り組まれるよう要望するものであります。

まず、第2款総務費に関して申し上げます。

地方創生推進アドバイザー事業については、特定地域づくり協同組合の設立に向け、今年度は組合員や事務局員の選定を行い、令和7年度は定款の作成や県への申請等を行う予定であり、引き続きアドバイザーの支援を受けながら進めたいとのことであります。年間を通じて仕事を創出することにより、本市への定住にもつながるため、早急の事業開始が図られるよう要望したところであります。

空き家活用支援事業については、令和5年度から空き家空き地バンクとして運用され、現在、空き地の登録も行っているとのことでありますが、空き家としての登録が難しい物件については、解体に係る補助制度を活用し、空き地として登録することなども必要に応じて紹介しながら、空き家空き地バンク制度の利用促進を図られるよう要望したところであります。

ゼロカーボンアクションポイント事業については、アイデアを絞った優れた取り組みであるため、課題を改善し、デジタル化や事業周知を図りながら、ゼロカーボンシティの実現に向け、市民が環境に優しい行動に取り組んでいただけるよう要望したところであります。また、小水力発電可能性基礎調査については、本市の雪を資源とする豊富な水を活用した再生可能エネルギーの発電事業推進を目指すため、基礎調査を行うとのことであります。本市において地域脱炭素に向けた計画の区域施策編は策定しておりますが、事務事業編については未策定であるため、早期に策定し、温室効果ガス排出量の削減の取り組みを促進されるよう、併せて要望したところであります。

次に、第3款民生費に関して申し上げます。

民生委員活動事業については、活動の際の燃料費の高騰や担い手不足解消に向けた処遇改善のため、一人当たりの活動費交付金の市費上乗せ加算分を増額されるとのことであり、担い手不足に加えて民生委員の業務量も多いことから、今後こういった嵩上げが民生委員の担い手確保につながることを期待するものであります。

次に、第4款衛生費に関して申し上げます。

産後ケア事業については、従来の宿泊型サービス、訪問型サービスに加え、新年度から事業を拡充し、新たに通所型サービスの準備を進められているとのことであり、支援を必要とする方々にとっては大変ありがたい事業であるため、より多くの方々から利用していただけるよう受け入れ事業者の拡大を要望したところであります。

次に、第6款農林水産業費に関して申し上げます。

有害鳥獣対策事業、ジビエ調査研究については、近年、有害鳥獣の出没が増加傾向にある中で、猟友会においても加工処理施設や捕獲した鳥獣の有効活用などの声を受けており、加工処理施設の調査研究を行いたいとのことであります。ジビエに関しては、東日本大震災後の放射性セシウムの影響により、加工するには全頭検査が義務付けられていますが、県に対しても支援制度の創設を働きかけながら、解体、加工施設の調査研究を要望したところであります。

次に、第7款商工費に関して申し上げます。

おばねくらし応援券事業については、未だ続く物価高騰による影響を受けている市民の暮らしを応援するため、全世帯に1,500円分の商品券を配付する事業で、今年度は77%ほどの換金率となっていることから、令和7年度事業においては、さらに高い利用率となるよう周知の徹底を要望したところであります。

徳良湖周辺施設整備事業については、3ヵ年計画で整備してきた芝張り整備が令和7年度に完成予定であり、完成後の維持については、初期投資はかかるものの自動芝刈り機を購入し、管理費を抑制していきたいとのことでありますが、今後は、緑地を有効に活用できるような活用方法や雑草対策等を検討されるよう要望したところであります。

次に、第8款土木費に関して申し上げます。

市営住宅営繕事業については、災害等で被災された方が一時入居されるための部屋に、安心して生活を送ることができるよう、エアコンや照明器具の設置整備を行うとのことであります。全国で自然災害が多発しており、現在も避難生活を余儀なくされている方がたくさんいらっしゃる中、本市においても自然災害の猛威は記憶に新しく、火災等も市内で多発しており、大変意義のある事業であるため、確実な事業執行を要望したところであります。

次に、第9款消防費に関して申し上げます。

救急医療情報共有システム導入事業については、村山地域7市の消防本部と19の医療機関が運用予定で、システムを導入することにより、傷病者の搬送先医療機関が決まるまでの時間短縮が見込まれ、医療機関側でも傷病者の情報を詳細に把握できるとのことであり、この事業を活用し、1分でも早く搬送先を見つけ、傷病者の早期治療につなげていただけるよう要望したところであります。

県衛星通信システム第3世代化工事負担金については、国が既に運用している第3世代地域衛星通信ネットワークは、第2世代とは互換性がないこともあり、

今後衛星通信回線が利用できなくなるため、県において第3世代化に整備するための構成団体負担金であるとの説明を受けたところであり、悪天候に左右されず災害に強いとされている第3世代システムの有効な運用を要望したところでもあります。

次に、第10款教育費に関して申し上げます。

学校給食費完全無償化事業については、子育て世代の負担軽減、支援策として新年度から実施するもので、地場産品を活用した給食の提供については、従来から取り入れているとのことではありますが、今後は先進的に有機栽培や減農薬、減肥料といった食材を取り入れるなどの取り組みを検討されるよう要望したところがあります。

学校林伐採、製材等業務委託については、学校林に指定されている1ヵ所の山から1.7haの皆伐を予定されているとのことであり、業務は地元の伐採業者に利益のあるような形で進められるよう、要望したところでもあります。なお、製材にあたっては、機械での乾燥を予定されておりますが、市内に施設を有している業者はないため、短期間での乾燥について、製材所と連携しながら進められるよう要望したところでもあります。

文化財キーパー設置事業については、文化財の保存、活用を円滑に進めるため、市民のほか、歴史学を専攻している大学生などから、文化財の保存に関する、保存に係る活動や、資料館の企画、イベント補助を有償ボランティアで行っていただくことを想定しているとのことであり、ぜひ若い人材を育てていただき、大切な尾花沢の文化財を守られるよう要望したところでもあります。

本日報告した要望事項に関しましては、今後、所管事務調査等を通じて、検証していく予定であります。

以上、付託された予算議案6案件に対する審査の過程について申し上げましたが、当予算特別委員会としては、令和7年度尾花沢市一般会計予算をはじめとする予算議案6案件については、全会一致を以って、いずれも、原案のとおり可決すべきであるとの決定をみた次第であります。何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

予算議案の審査にあたり、詳細なる資料を提出され、誠心誠意、説明にあたられた市当局、そして真剣に審査にあたられた委員各位に対し、深く敬意を表するとともに、衷心より感謝を申し上げます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。誠にありがとうございました。

◎議長（菅野修一議員）

この際、申し上げます。予算特別委員長に対する質疑ではありますが、予算特別委員会は全議員で構成していることから、これを省略いたします。

次に、討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、採決いたします。まず、議第7号「令和7年度尾花沢市一般会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第7号は、委員長報告のとおり決しました。青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

ただ今、可決されました議第7号「令和7年度尾花沢市一般会計予算」に対し、附帯決議の動議を提出いたします。

◎議長（菅野修一議員）

青野隆一議員より、ただ今、可決しました議第7号に対する附帯決議の動議がありましたが、賛成者は挙手を願います。

〔挙手する者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

会議規則第16条の規定により、1名以上の賛成者がおられますので、動議を認めます。

この際、動議提出者の説明を求めます。

◎1番（青野隆一議員）

それでは、令和7年度尾花沢市一般会計予算に対する附帯決議について、タブレットにも掲載をさせていただきましても、読み上げて提案をさせていただきます。

議第7号議案、令和7年度尾花沢市一般会計予算に対する附帯決議。令和7年度尾花沢市一般会計予算案に、これまで35年間続けてきた山形県少年少女俳句大会開催の予算が計上をされておられません。この大会は、平成元年の俳聖松尾芭蕉来訪300年を記念に開催され、俳句づくりを通して、明日を担う県内の多くの少年少女に対し、豊かな感性と心を育んできました。長年にわたり、芭蕉10泊11日のまち尾花沢を、県内外に発信し続けてきた本大会をこれからも継続すべきという声ですが、全員協議会や総括質疑を通して出されました。これに対し、社会教育課長からは、「今の職員体制で大会を継続するためには、市内に限定するなど規模の縮

小が必要である。」市長からも、「新たな姿を検討して開催したい。」との答弁がありました。大会を開催するためには、職員の負担を軽減する経費も含めた予算が計上されなければなりません。さらに、開催方法についても、選者や関係者の皆様や市議会に対して十分な説明を行い、理解を得ることも必要不可欠であります。

つきましては、この大会が果たしてきた歴史的な経緯や教育的効果を十分に勘案され、確実に再開されるために、下記のとおり要望いたします。

記1、山形県少年少女俳句大会を継続するための補正予算を計上すること。以上決議します。令和7年3月19日、尾花沢市議会。

以上であります。これまで常任委員会や全員協議会など、議会に対して何の説明もなく、また長年にわたって献身的に協力をされてきた選者の皆さんの納得も得られないまま本大会を廃止したことは、これまで築いてきたお互いの信頼関係を大きく揺るがすものと言わなければなりません。一度失った信頼を取り戻すためには、これまで以上の努力と話し合いが必要で、決して簡単なものではないと思われまふ。この附帯決議を全会一致で決議することこそが、市長が継続したいという思いに対する力強い後ろ盾となるものだと思われまふ。どうか皆様のご賛同お願い申し上げまして、附帯決議、附帯決議の提案とさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

これより、附帯決議に対する質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に、討論のある方は発言を許します。和田哲議員。

〔11番 和田哲議員 登壇〕

◎11番（和田哲議員）

初めに山形県少年少女俳句大会についてであります。芭蕉10泊、俳諧のまち尾花沢が中心となり、俳句を通じて明日を担う少年少女たちのより豊かな感性と心を育む事業として、35年の歩みを続けてこられました。これまで長年にわたり本事業を主催していただいた尾花沢市、尾花沢市教育委員会をはじめ、山形県、尾花沢市長会、山形県村長会、山形県現代俳句協会、山形県俳人協会のほか、多くの団体等の皆様からの支えに対し、心から感謝を申し上げますとともに、敬意を表するものであります。

さて、議第7号議案、令和7年度尾花沢市一般会計予算に対する附帯決議の提出についてであります。まず、山形県少年少女俳句大会の存続を願うことは、私も共感するものであります。しかし、議会総意の意思表示として附帯決議を提出すること、これ自体に対しましては、判断に慎重を要するため、今すぐ賛成できるとは言えず、反対の立場で意見を述べさせていただきます。主な理由は3つでございます。

1つ目の理由は、補正予算の要求を議会総意の意思表示とするには、情報が十分揃っていないと考えられることです。確かに、山形県少年少女俳句大会がなくなるそうだという情報が、2月19日の全員協議会において共有されたことを考えれば、突然の情報に驚いた議員が多くいることも事実であります。しかしながら、事業を中止にするに至った背景には、それなりの理由が存在することも推測できます。私は補正予算をはじめから求めるのではなく、まずは主催者である尾花沢市、尾花沢市教育委員会の実状というものの、斟酌することも大切ではないかと考えます。議会としての意見を一致するには、当該事業がどうしたら継続できるのか、継続するならもっと発展できないか。一方で無理な開催状況になっていないか、中止はやむを得ない可能性はないか、主役である少年少女たちはどう感じているのか、などといった諸事情を考慮し、中立的な協議を踏まえた上で、適宜判断する方法もあるのではないかと思います。

2つ目の理由は、この山形県少年少女俳句大会にかかる予算が、令和7年度一般会計予算に存在しない点について、このたびの3月定例会の中で、どのように議論されたかを振り返れば、一定の質疑と答弁が存在しているということでもあります。3月7日には予算特別委員会が設置され、10日、11日には本議場において総括質疑が行われました。その中で、山形県少年少女俳句大会の中止について委員より質疑がなされ、市長からは新たな姿を検討して開催していきたいと答弁がなされたところであります。

また、11日から設置された第1分科会では、昨日の青野第1分科会委員長からご報告がありまして、その執行について再考すべきとする意見を受けて、分科会における附帯決議案が議論されました。結果としては、賛成少数により否決になったものの、青野第1分科会委員長を中心に、委員全員からの意見を真摯に集約していただいたところであります。

このように、山形県少年少女俳句大会にかかる予算が、令和7年度予算に存在していないとしても、この

定例会において確かに議論され、市長のご意向もお聞きしており、今後の存続について検討するための根拠が生まれたと考えられます。今後、例えば、第1分科会において各委員から出された意見のように、本議会が閉会となっても、総務文教常任委員会において、担当課、関係者等の意見を丁寧にお聞きするなど、議会側から進んで協力していくことも良いと思います。

3つ目の理由は、若干広義の理由となりますが、尾花沢市の将来を見据えた財政状況を考慮すれば、本市の予算編成については、山形県少年少女俳句大会に限らず、事業の前向きな取捨選択が求められています。この必要性については、これまでの尾花沢市監査委員による尾花沢市一般会計、各特別会計、歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書によっても述べられてきたことであります。限られた人材、限られた財源の中で、市民が公共の利益を享受し続けられるためには、1つの事業を継続することで得られる公益、やめることによって得られる公益など、円滑な行政運営が達成されることによる利益も考慮した上で、総合的な判断に基づき、予算審議に臨んでいくことが重要であると考えられます。もちろん、令和7年度新予算もその一歩であると思います。

以上、これまで述べた3点の理由から、補正予算を初めから求めるのではなく、まずは主催者である尾花沢市、尾花沢市教育委員会の実状を斟酌し、さらに諸般の事情等も加味しながら、中立的、総合的に適宜判断していったはどうでしょうか。また、附帯決議はあくまでも意思表示であるため、法律上の拘束力がないものの、事実上の強いメッセージになり得ることも留意したいところでございます。

よって、山形県少年少女俳句大会の存続については、動議の提案者と同じく、その存続を切望するところではございますが、附帯決議を提出するか否かについては、前述した理由により今すぐ賛成できるとは言えず、慎重な判断をすべきと考えます。議員各位の賢明な判断を望みます。討論の機会をいただき、ありがとうございました。

◎議長（菅野修一 議員）

ほかに、討論のお持ちの方はおりませんか。はい、畑中議員。

〔7番 畑中和恵 議員 登壇〕

◎7番（畑中和恵 議員）

私のほうから反対討論をさせていただきます。第1分科会におきましても発言させていただきましたが、本来、少年少女俳句大会を当初予算に計上しなかった

経緯や、総務文教常任委員会において当局からの説明がなかったことを我々は疑問視しております。ですが、市長答弁におきまして、新たな方向性で開催していくの答弁もいただいておりますので、動議を発することに対する反対であります。それよりも、当初予算に山形県少年少女俳句大会の予算を計上しなかった経緯やこれからの方向性について、総務文教常任委員会ですっきりと慎重に協議していくべきと考えます。

また合わせて、今後の大会のあり方について、少年少女俳句大会の俳句を作る子どもたちの声も取り入れるべきと、取り入れるべきではないかと私は考えます。よって、この動議には反対であります。以上です。

◎議長（菅野修一 議員）

ほかに、ございませんか。ほかにないようでありますので、終結いたします。

次に、本決議案を起立により採決いたします。

本決議案のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

◎議長（菅野修一 議員）

着席願います。

起立少数であります。よって、本決議案は否決されました。

次に、議第8号「令和7年度尾花沢市国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第8号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第9号「令和7年度尾花沢市介護保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第9号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第10号「令和7年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第10号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第11号「令和7年度尾花沢市簡易水道事業会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第11号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、議第12号「令和7年度尾花沢市農業集落排水事業会計予算」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第12号は、委員長報告のとおり決しました。

続いて、一般議案の審議を行います。

お諮りいたします。日程第7、議第13号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について」から、日程第15、議第22号「尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの9案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、9案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第7、議第13号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第13号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第8、議第14号「尾花沢市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第14号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第9、議第15号「尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第15号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第10、議第16号「尾花沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第16号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第11、議第17号「尾花沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第17号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第12、議第18号「尾花沢市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第18号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第13、議第19号「尾花沢市共同福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第19号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第14、議第21号及び日程第15、議第22号「尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の選任について」の2案件を一括議題といたします。

この際、お諮りいたします。この2案件につきましては、人事案件でありますので、先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、2案件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

まず、日程第14、議第21号「尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。本案はこれを同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第21号は、これを同意することに決しました。

次に、日程第15、議第22号「尾花沢市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。本案はこれを同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第22号は、これを同意することに決しました。

次に、日程第16、「各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

この際、申し上げます。皆様方のタブレットに掲載しておりますが、市長及び総務文教常任委員長より、議第23号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第13号）」から議会案第1号「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」までの3件の議案が提出されております。

お諮りいたします。これら3件の議案を日程第17から日程第19とし、本日の議事日程に追加いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、本議案は、本日の議事日程に追加することに決しました。

これより、追加議案の上程を行います。

日程第17、議第23号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第13号）」から日程第19、議会案第1号「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」までの3案件を一括上程いたします。

これより、提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

今定例会に追加提案いたしました予算議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第23号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第13号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,330万円を追加し、予算の総額を172億7,595万円とするものです。

歳出につきましては、大雪等被害対策事業費補助金、除排雪委託料、林業施設災害復旧事業を追加し、事業の決算見込みに合わせ、多面的機能支払交付金事業を減額するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金の林業施設災害復旧事業費負担金、社会資本整備総合交付金、県支出金の農林水産物等災害対策事業費補助金を追加し、県支出金の多面的機能支払交付金につきましては、決算見込みに合わせ減額するものであり、特別交付税により予算を調製するものです。

第2表、繰越明許費補正につきましては、林業施設災害復旧事業補助について、金額の変更をお願いするものです。

第3表、債務負担行為補正については、消防指令センター運用業務について、消防業務に支障をきたさぬよう追加をお願いするものです。

次に、本定例会に追加提案いたしました、一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第24号「市有財産の無償貸付について」ですが、空き公共施設を有効に利活用して、地域の活性化と雇用機会の拡大を図るため、旧荻袋小学校を無償で貸し付けするため提案するものです。

以上が、今定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。審議の過程におきまして、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、本件につきましても慎重なご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

次に、「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」提案者である総務文教常任委員長より、提案理由の説明を求めます。和田総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 和田 哲 議員 登壇〕

◎総務文教常任委員長（和田 哲 議員）

議会案を提出するにあたり、提案理由の説明を申し上げます。

議会案第1号「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」ですが、本案件は、令和7年請願第1号の採択を受け、提案するものであります。

学校給食は、児童生徒の食に関する望ましい食習慣を養い、心身の健全な発達に資するものであります。これまで各市町村では特色ある給食を提供し、郷土愛の醸成や地場製品の消費拡大につなげる食育を展開するなど、教育の一環として重要な役割を果たしてきております。近年、子育て支援や少子化対策等の観点から、小中学校の給食費を全額補助または一部補助する市町村が増加しつつありますが、子育て支援の方法が自治体間の競争となってはなりません。

以上のことから、本案件については、子どもたちの健やかな成長を保障する質の高い学校給食を、国において、全ての市町村で無償化を実施できるように進めることを求める意見書を、地方自治法第99条の規定により、国に対し提出するものであります。

以上、本案件に対し、何とぞ議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎議長（菅野修一議員）

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第20、議第23号

「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第13号）」から日程第22、議会案第1号「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」までの3案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、3案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第20、議第23号「令和6年度尾花沢市一般会計補正予算（第13号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。伊藤浩議員。

◎2番（伊藤浩議員）

1点お伺いをさせていただきます。補正予算、予算書の10ページ～11ページにございます。6款1項5目、農地費の中の多面的機能支払交付金事業でございます。この中で、国、県支出金が2,880万円、そして市の一般財源から960万円、合計3,840万円が減額補正というような状態になっておりますが、この詳細と背景についてお伺いをいたします。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

お答えをいたします。6款1項5目、多面的機能支払交付金事業でございますけれども、多面的機能支払交付金事業につきましては、当初予算に対しまして、3月の10日までに37組織の年度末検査を完了いたしました。その結果、令和6年度の決算額が確定いたしましたので、このたび3,840万円を減額させていただいたものでございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

伊藤議員。

◎2番（伊藤浩議員）

この事業でございますけれども、多面的機能支払交付金事業、現在、尾花沢市で36組織が活動をしております。そして、市全体で3,290haの農地が対象地域というふうに載っております。この詳細を、事業の詳細を見ますと、いわゆる3段階的な事業の構成になっておりまして、農地維持支払事業、それから資源向上支払事業、これを、この2つはいずれも共同活動というふうなことで、全ての組織が実施しなければいけないということになっております。

それともう1つが資源向上で、施設の長寿命化とい

うふうな部分がございます、これについては必ず事業の、事業として取り上げる必要がない。要は希望の組織だけやるというふうな事業構成になっているわけでございますけれども、今回のこの減額分、3,840万円でございますが、この段階的に言うと、どの部分の中で、どのぐらい減額されているのかお伺いをしたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

お答えをいたします。議員の説明があったとおり、この事業につきましては、農地維持の共同で取り組む活動組織37組織と、あと長寿命化、いわゆるハード事業でございますけれども、ハード事業に取り組む組織26団体ございます。このたび、国のほうの予算につきましては、共同取り組み分につきましては、国のほうから満額予算採択いただいたところでありますけれども、ハード分の長寿命化につきましてはの予算の配分が63.8%の配分ということで決定になりましたので、この分でのこのたびの予算の減額につながっているという状況でございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

伊藤議員。

◎2番（伊藤浩議員）

実はですね、今回のような減額措置、今年度初めてではございません。私の記憶では、もう5年か6年、こういう状態が今ずっと継続してきたというふうな状況の中にあると思います。で、今この施設の長寿命化というふうな活動分野におきまして、各組織が今活動されている部分については、用水路や排水路、これらの補修、そして最近特に大きく、多くされているのは、施設の農道の簡易舗装というようなことを主体に事業を進められているようでございます。今申し上げたような、いわゆる長寿命化の活動というのは、近年頻繁に発生しております自然災害、これに対しても大きな予防効果をもたらすものだと私は思っております。新年度の予算でも今年度と同額が計上されております。今までもお願いはしてまいりましたが、再度県や国に対して、この事業の必要性を訴えていただくことを強く要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

お答えをいたします。伊藤議員仰るとおり、今年度に限らず、近年、長寿命化対策につきましては、減額

という国の予算でございます。これまでも国、県に対して、長寿命化対策につきましては、予算の確保を要望してまいりましたが、引き続き、国、県に対して、予算の確保について要望を続けてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

◎議長（菅野修一議員）

ほかに。菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

5ページの第3表、債務負担行為補正でございます。債務負担行為の補正を追加で出されるということなんですけれども、緊急性があるのかなと思っていますけれども、この中身についてちょっとお伺いしたいんですけれども。

◎議長（菅野修一議員）

消防本部総務課長。

◎消防本部総務課長（加藤 優 君）

お答えいたします。こちらの150万円に関しましては、当初、消防指令センターの共同運用が4月1日から開始予定でありましたが、製造過程で不具合が出た関係で1ヵ月ほど開始が延期されるということで、今の施設のままで119番を受ける体制となる予定であります。1ヶ月分の運用費、119番受信するための運用資金、保守点検、それから、それにかかるメール119や3者多言語通話、そちらの委託料などが含まれて、150万円ほどの計上となっているところであります。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤 昌 己 議員）

当初、4月1日から実施の予定が、1ヵ月ほど遅れるというところでの150万円であります。この150万円についてですけれども、あとでその会社との契約なされていると思うんですけれども、あの弁済関係ですけれども、でなるかと思うんですけれども、あとは150万円というのが、この各消防本部等で、だいたい同額なのかどうかをお伺いしたいんですけれども。同じかどうか。

◎議長（菅野修一議員）

消防本部総務課長。

◎消防本部総務課長（加藤 優 君）

お答えいたします。返還にありましては、事業完了後、契約業者のほうから、こちらのほうに戻る見込みとなっております。それから、各市の同額かということですが、消防の施設の規模等もありますので、同額とはなっていないところであります。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎6番（菅藤昌己議員）

やはり1ヵ月遅れて150万円というところでの業務運用部分もかかるということなものですから、150万円だけでなく、もうちょっと契約の中で、それ以外に発生するのかなと思っているところでございます。消防本部で、まず3市1町で協議していただきながら、この損害賠償的なものも、しっかりいただいていたいたくないなと思っているところです。いかがですか。

◎議長（菅野修一議員）

ほかに、ございませんか。もとい、消防本部総務課長。

◎消防本部総務課長（加藤 優 君）

お答えいたします。議員仰るとおり、これからも3市で協議調整しながら、進めていきたいと思っております。

◎議長（菅野修一議員）

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、これより、議第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第23号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第21、議第24号「市有財産の無償貸付について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第24号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第22、議会案第1号「国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について」を議題とい

たします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議会案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、議会案第1号は、原案のとおり決しました。

重ねて、お諮りいたします。ただ今議決されました意見書の提出先及び字句の修正等に、字句の整理等については、議長に、ご一任願いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、意見書の提出先及び字句の整理等については、議長に一任することに決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なご審議、誠にありがとうございました。この際、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結 城 裕 君）

3月定例会の閉会に際しまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、去る2月28日から20日間にわたり、慎重にご審議を賜り、提出させていただきました、令和7年度予算案並びに各種重要案件について、原案のとおりご可決、ご同意いただき、厚く御礼を申し上げます。

今定例会においては、統合小学校建設に関することや徳良湖周辺施設整備に関すること、産業の活性化に関することなど、まちづくりについて多岐にわたり多くのご意見を頂戴いたしました。審議を通して賜りましたご意見やご要望につきましては、令和7年度からの市政運営に十分反映しながら取り組んでまいります。

今後も、市民が主役のまちづくりを進めるため、皆様の声をお聞きしながら、本市が将来にわたって持続的に発展していくために、私も誠心誠意努力してまいりますので、引き続きご理解とご協力のほどよろしく

お願いを申し上げます。

3月になり、春の息吹を感じる季節となりました。まだまだ寒い日が続いておりますが、議員の皆様にはくれぐれもご自愛いただき、市政発展に尚一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

以上をもちまして、令和7年3月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

閉 会 午前11時14分